

自然の博物館飲料水等自動販売機設置事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 自然の博物館が飲料水等自動販売機を設置する賃貸借契約を締結するにあたり、公募制による総合的評価方式に関する審査を行うため、自然の博物館飲料水等自動販売機設置事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 設置候補事業者の優先順位決定

(2) その他必要な事項

2 審査に当たっては、客観的な方法の確立に努め、透明性、公平性を確保しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 会議の定足数は3分の2とする。

4 議事は、出席委員の過半数で決する。なお、賛否同数のときは、委員長が決するものとする。

5 設置事業者選定審査基準に基づく評価・採点は、出席委員全員の採点を加算し、平均点を算出して行う。この場合、小数点第2位を四捨五入する。

(任期)

第5条 委員の任期は、当該自動販売機の公募制総合的評価方式による設置候補事業者の優先順位決定の日までとする。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、本業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。委員会解散後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、自然の博物館総務担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、その都度委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月19日から施行する。

別 表

飲料水等自動販売機設置事業者選定委員会名簿

区 分	委員の職名
委員長	自然の博物館 館長
副委員長	自然の博物館 総務、企画・広報、自然担当 副館長
委 員	自然の博物館 環境担当 副館長
委 員	自然の博物館 総務担当 担当部長（担当課長を含む。）
委 員	自然の博物館 企画・広報、自然担当 主席学芸主幹
委 員	自然の博物館 企画・広報担当 担当課長 （ただし、同職の者が2名以上いる場合は、あらかじめ 指定した者とする。）
委 員	自然の博物館 自然担当 担当課長 （ただし、同職の者が2名以上いる場合は、あらかじめ 指定した者とする。）

以上 7名